

2022年3月1日

被保険者各位

レイズネクスト健康保険組合

2022年度介護保険料率改定のお知らせ

平素は健康保険組合事業運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
2022年2月24日に開催された予算組合会で介護保険料率が改定されましたので、お知らせいたします。

介護勘定につきましては、ご承知のとおり高齢化の進展と介護費用の増嵩と併せ医療保険者の介護納付金が急増しております。

介護保険料率は納付金と保険料が単年度で均衡がとれるようにすることが基本ですが、当健康保険組合は、納付金不足の場合に用いる準備金が比較的潤沢であったことから、協会けんぽなど他の医療保険者が1.8パーセント程度のところを、準備金繰り入れなどにより2015年度から介護保険料率を1.40パーセントに据え置きしておりました。しかしながら、準備金繰入余力がなくなり単年度収支均衡（介護納付金の納付を賄うに足る保険料徴収）とするためには介護保険料率の引き上げが必須の状況となってしまいました。

したがって、来年度の介護保険料率改定について組合会で審議していただいた結果、下記のとおり引き上げさせていただくことになりました。出費多端の折から誠に恐縮ながらご賢察賜り何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、2021年度予算時の医療保険者別介護保険料率は次のとおりであり、当組合の2022年度引上後の料率は世間水準に比し、若干上回っていますが、少子高齢化が急進しており介護費用の更なる増加は明白であり、2021年度介護収支において法定準備金を繰り入れたため、その不足分確保が2022年度以降において必要となることから今回の介護保険料率を想定させていただきましたことをご理解戴きますようお願いいたします。

2021年度予算策定時の介護保険料率

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 健康保険組合連合会平均 | 1.765パーセント |
| ② 協会けんぽ | 1.800パーセント |
| ③ 当組合2021年度 | 1.400パーセント(2022年度1.940%に改定) |

介護保険制度は、日本全体の介護費用をもとに第2号被保険者（40歳以上65歳未満）

分の負担金を医療保険者が代行で納付するシステムであり、具体的には、医療保険者は定められた介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出した介護保険料率に基づいて保険料を被保険者から徴収し、納付義務を負うものであり、健保組合の自助努力は介在するところではないことをご承知ください。

記

1. 改定年月日
 - ・2022年3月1日（4月納付保険料からとなります）
 - ・任意継続被保険者は2022年4月1日
2. 改定後料率
 - ・1.940%（事業主と本人で各々0.97%負担。2021年度は0.70%）
 - 被保険者一人当たりの負担増加額 1,279円/月(平均標準報酬額47万円)
3. 改定理由
 - ・介護納付金の納付を賄うに足る保険料を要するため

以上

(参考)

表.介護保険料推移

年度	介護保険料 徴収者数 (人)	算定係数		年間標準報酬 (千円)	実質 介護保険料 (千円)	一人当たり 介護保険料 (円)	実質 保険料率 (%)	当健保 保険料率 (%)	(参考) 協会けんぽ料率 (%)
		係数	確度						
2019	1,120	0.01405	推定	8,943,318	125,646	112,184	14.05	14.00	17.30
2020	1,431	0.01615	確定	11,877,170	191,816	134,044	16.15	14.00	17.90
2021	1,418	0.01893	概算	11,569,775	219,058	154,484	18.93	14.00	18.00
2022	1,402	0.01894	概算	11,240,313	212,903	151,857	18.94	19.40	16.40

* 実質介護保険料：

2020年度より介護保険料は厚労省が定める算定係数と年間標準報酬額との積に、前々年度の介護保険料の概算と確定差を加減算して算出している。実質保険料は概算と確定差を考慮していない。

*協会けんぽの2022年度料率

2021年度介護保険料率設定時には2020年度末に見込まれた不足分の影響による料率が加算されていたが、2022年度介護保険料率設定時は、2021年度末には不足分が解消される見込みであること等によるもの。